

現状と問題

- 在留資格「経営・管理」の付与を受けるためには①事業所の確保（事業所確保要件）及び②一定の事業規模を備えること（事業規模要件※）を満たすことが必要
※ 常勤職員2名以上又は資本金若しくは出資の総額が500万円以上又はこれに準じる規模であること
- 外国人起業家の受入れ促進を目的として、平成27年7月から、国家戦略特別区域制度の下で一定の起業要件の緩和が行われているほか（「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」）、平成30年12月から、経済産業省の実施する「外国人起業活動促進事業」が実施されている。
- 他方、我が国に留学する外国人による起業を促進する観点から、更なる規制緩和措置が求められている。

主な政府決定

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
外国人起業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充や外国人留学生の大学卒業後の起業促進について、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を行い、留学生による我が国での起業の円滑化を実現する。
- 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
「外国人起業活動促進事業」に係る広報・周知に加え、一定の要件を満たす本邦の大学等を卒業した外国人を対象として、我が国での起業活動のため最長2年間の在留を認める在留資格「特定活動」（2020年度中に措置）の周知を図る。

起業のための在留資格「特定活動」の付与（最長2年）

- 優秀な留学生の受入れや、国内での就労支援に意欲的に取り組んでいる本邦の大学等（※1）を卒業し、本邦において起業活動を行う者を対象として、卒業大学等からの推薦等を条件として、**在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）を付与し、最長2年の在留を認める。**
- 在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）に基づく在留中に**1週28時間以内の包括資格外活動を認める。**
- 本邦の大学等を卒業後、引き続き以下の事業を活用して本邦に在留している者についても、一定の条件を満たす場合に、**在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）への移行を認める（※2）。**
 - ① 経済産業省が実施する外国人起業活動促進事業
 - ② 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

※1 文部科学省の実施する「留学生就職促進プログラム」の採択校若しくは参画校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校を対象とする。

※2 移行前の在留期間と新たな措置に基づく在留期間とを合わせて最長2年間の在留とする。

2020年11月20日施行

